

不妊治療費の助成対象の拡大

問 子育て支援課 (☎23-8877) ID 1020081

対 次の全てを満たす人

- ▶ 不妊治療を受けた日において夫婦の双方または一方が市内在住
- ※ 事実婚の場合、刈谷市の同一住所であること
- ▶ 医療機関において不妊治療が必要と認められている
- ▶ 医療保険各法による被保険者または被扶養者
- ▶ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満（生殖補助医療等のみ）



	対象治療	対象期間	助成額
一般不妊治療等	不妊検査、タイミング法、人工授精など（保険適用分）	令和7年3月1日以降で、開始日から12カ月間の治療費	自己負担額の2分の1（上限10万円、1,000円未満は切り捨て）
生殖補助医療等	体外受精、顕微授精、男性不妊手術などの生殖補助医療（保険適用分）と併せて実施する先進医療	令和7年4月1日以降の治療費	自己負担額の2分の1（1回の治療につき上限10万円、1,000円未満は切り捨て）

申 治療の最終日から1年を経過した日の属する月の末日までに、LINEまたは電話で予約の上、必要書類を直接、保健センターへ。

介護に関する研修・研修費補助制度

問 長寿課 (☎62-1013)

◆ 介護に関する入門的研修 ID 1007814

時 ▶ 基礎講座…7月5日(土) 9時30分～12時30分

▶ 入門講座…7月12日(土)・19日(土)・26日(土) 9時30分～16時30分

※ 全日程を受講できる人優先。一部の受講を希望する人は長寿課へ。

場 社会教育センター

内 介護に関する基本的な知識や介護業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学びます。

※ 全4回の研修修了者は、介護職員初任者研修課程の一部が免除される場合があります。

対 市内在住、在勤または在学の人 定 30人（先着順）

申 4月18日(金)から5月16日(金)までに、申込用紙（長寿課・各市民センター・各図書館などで配布、市HPでダウンロード）を直接、長寿課（〒448-8501 刈谷市役所）へ。

※ QRでも申込可 ※ 受講決定者には後日郵送で連絡します。



◆ 介護職員初任者研修費補助金（個人向け） ID 1010343

介護職員初任者研修は受講条件が無く、修了すると、訪問介護員（ヘルパー）や介護職員として従事することができます。介護職員初任者研修を修了することで、介護の専門的な知識を習得し、介護スキルを身につけることができます。

対 市内在住の介護職非従事者で、新たに市内介護事業所に勤務する意思のある人

補助金額 研修受講費用の2分の1（上限50,000円）

申 受講する介護職員初任者研修の申込期限までに、申請書（長寿課で配布、市HPでダウンロード）を郵送または直接、長寿課（〒448-8501 刈谷市役所）へ。